

## 平成 20 年度 定期監査実施計画

平成 20 年 2 月 28 日  
監 査 委 員 決 定

### 1 実施方針

地方自治法第 199 条第 4 項に規定する、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての定期監査を、平成 20 年度杉並区監査方針に基づき実施する。

### 2 定期監査の主眼点

監査は次の点に主眼をおき実施する。

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は適切に行われているか。

その際、事業が所期の目的を達成しているかとの有効性の観点、及び経費に見合った効果があがっているかとの効率性の観点に留意する。

また、新財務会計システムの適切な運用にも着目する。

### 3 定期監査の方法

- (1) 庁内各課（行政委員会等事務局及び区議会事務局を含む。以下同じ）  
監査は、提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行う。

- (2) 庁外施設

監査は、指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づく関係部課長及び施設長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行う。また、施設の管理状況等の実査を行う。

### 4 定期監査の期間

期間は、平成 20 年 4 月から平成 21 年 5 月までの間とする。

### 5 定期監査の対象部局及び施設

監査の実施対象は、庁内の各課（行政委員会等事務局を含む）及び 庁外施設のうち抽出した施設延べ 71 箇所とする。

- (1) 杉並福祉事務所(3 所)、児童青少年センター、杉並保健所、保健センター(5 所)、衛生試験所、杉並土木事務所、

杉並清掃事務所(2所)、済美教育センター、中央図書館、科学館、郷土博物館

(2) 区民事務所(5所)、消費者センター、こども発達センター、障害者通所施設(1所)、地域図書館(3館)

(3) 小学校(11校)、中学校(6校)、南伊豆健康学園、幼稚園(1園)、保育園(8園)、児童館(8館)、区民会館(1館)、ゆうゆう館(2館)、公園管理事務所(1所)、体育施設(2所)、区外宿泊施設(1所)

## 6 定期監査の対象範囲

平成19年度(一部平成20年度)杉並区一般会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計にかかる事務。

なお、財産の管理状況は監査日現在とする。

## 7 定期監査場所及び日程

部 局 名	場 所	実 施 時 期
政策経営部	監査委員事務局	6月、7月
区民生活部	監査委員事務局及び事業施設	9月、10月
保健福祉部	監査委員事務局及び事業施設	10月、11月、12月
保育園、児童館	保育園、児童館	2月、3月
都市整備部	監査委員事務局及び事業施設	6月、7月
環境清掃部	監査委員事務局及び事業施設	7月
教育委員会事務局	監査委員事務局及び事業施設	11月、12月
学校	小・中学校、幼稚園	1月、2月
会計管理室	監査委員事務局	7月
選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	7月
監査委員事務局	監査委員事務局	7月
区議会事務局	監査委員事務局	7月

## 8 定期監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

区長等関係機関に対する監査の通知は、実施日のおおむね1か月前に行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評から一定期間の経過後に行う。

## 9 定期監査の重点事項

定期監査における指摘事項、注意事項は、契約事務手続が適正でないもの、職員のサービスの記録が不十分なもの、施設や物品など管理が適切でないもの、などが多い。

そこで、平成 20 年度の監査においては、次の事項について重点的に監査を行う。

- (1) 契約事務（随意契約）について
- (2) 物品管理（危険物や薬品）の安全対策について
- (3) 前渡金の管理について
- (4) 職員の勤怠管理について